

(別表1)

車両広告物ガイドライン

項目	ガイドライン
景観との調和	① 走行する鉄道路線又はバス路線等のあらゆる景観と調和したデザインとするよう努めること。 ② デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容は避けること。 ③ デザインは車体の形状及び地の色調と調和したものとする。こと。 ④ 地色又は広範囲に使用する色彩には、派手な原色、金銀色又は黒色などの暗い色調を避けること。また、地色に多くの色数を使用することで全体が雑然とした印象になるのを避けること。
識別性	① 法令等に基づく行先、番号、区分等の表示が、明確に識別できるよう配慮すること。 ② 公共交通機関である車両の前部（フロント部分）については、利用者の識別性に特に配慮し、車両名やシンボルマークなど必要最小限のもの以外は表示しないよう努めること。
交通安全性	① 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。 ② 映像装置は使用しないこと。 ③ 腐食、破損、脱落、はがれ等のおそれのあるデザインとしないこと。 ④ 緊急車両や交通標識等と混同するおそれのあるデザインとしないこと。 ⑤ 車両の尾灯、方向指示灯等と混同するおそれのあるデザインとしないこと。 ⑥ 車体の窓又はドア等のガラス部分には表示しないこと。 ⑦ 4コマ漫画等のストーリー性のあるものとし、また、文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるものは避けること。 ⑧ その他運転者の注意を著しく阻害するおそれのあるデザインとしないこと。
青少年保護	① 暴力、わいせつ性を連想させ、又は想起させるものは表示しないこと。 ② 残酷な描写、射幸心をあおるもの、著しく扇動的なもの等は表示しないこと。 ③ 性を意識させるようなデザインとしないこと。 ④ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なものは表示しないこと。
人権の尊重等	① 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるものは表示しないこと。 ② 他を誹謗、中傷又は排斥する内容のものは表示しないこと。
消費者保護	① 違法又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。 ② 虚偽であるもの、責任の所在が明確でないもの、根拠のない表現若しくは誤認を招くような表現であるもの、国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るものは表示しないこと。
その他	① 公序良俗に反し、又は社会風紀を乱す恐れのあるものは表示しないこと。

(注)

- 1 景観とデザインとの調和については、次のような考え方等により、背景との調和を考えること。
 - (1) まちや自然の景観を「地」と考え、この「地」と外面の広告物を含む車両全体との調和を考えること。
 - (2) 車両の外面の地の色調を「地」と考え、この「地」と表示された広告物（背景、商品、文字等）との調和を考えること。
- 2 次のような内容の広告物については、不安感、圧迫感又は不快感を覚えさせるような表現とならないよう特に慎重に取り扱うことが望ましいこと。
 - (1) 人間や動物の身体の部分（目、顔、手、足等）を強調したもの
 - (2) 布教を目的としたもの
 - (3) 政治的主張を目的としたもの